守谷市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は，高齢者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的として，市内に居住する高齢者が自動車急発進抑制装置の整備を行った場合に予算の範囲内において補助金を交付することについて，守谷市補助金等交付規則（昭和５６年守谷町規則第１１号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）高齢者　自動車急発進抑制装置を設置する日の属する会計年度の３月３１日時点において７５歳以上である者をいう。

（２）自動車急発進抑制装置　自動車のアクセルペダルの踏み間違い時に衝突

を防止し，又はその被害を軽減するため急発進及び急加速を抑制する機能を有する後付けの装置のうち，急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年１０月１５日付け国自技第１０７号）又は後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の審査実施要領（令和２年４月１日付け輸技協調第１―５１号）に基づく認定を受けたものをいう。

（３）自動車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）で，次のいずれにも該当するものをいう。

　　ア　自動車急発進抑制装置の設置が可能であるもの

　　イ　自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，第６条の規定による交付申請時において市内に住所を有する高齢者であって，次のいずれにも該当するものとする。

（１）令和３年４月１日以降に自動車急発進抑制装置を設置した者であること。

（２）都道府県公安委員会が交付する有効な自動車運転免許証を有する者であること。

（３）納期の到来している市税を滞納していない者であること。

（４）自動車急発進抑制装置の購入費及び設置費の支払いが完了していること。

（５）自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」及び「使用者の氏名又は名称」の欄に記載される氏名と，補助を受けようとする者の自動車運転免許証に記載されている氏名が同一であること。ただし，ローン契約等により「所有者の氏名又は名称」と「使用者の氏名又は名称」が同一でない場合は，この限りでない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は，自動車急発進抑制装置の購入及び設置に要する費用とする。ただし，他の同一目的の補助金が交付されている場合は，その額を除いた費用とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，補助対象経費の２分の１とし，３万円を上限とする。この場合において，補助金の額に１００円未満の端数が生じた時は，これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は，補助対象者１人につき１回とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，守谷市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添付し，自動車急発進抑制装置を設置した会計年度内に市長に提出しなければならない。

1. 自動車検査証の写し
2. 自動車運転免許証の写し

（３）補助対象経費の領収書

（４）自動車急発進抑制装置の機能が確認できる書類

（５）整備前及び整備後の写真

（６）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は，前条の規定による申請があったときはその内容を審査の上，補助金交付の可否を決定し，守谷市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付可否決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定による交付の決定を受けた申請者は，守谷市自動車急発進抑制装置整備費補助金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による請求を受けたときは，速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第９条　市長は，虚偽の申請その他不正な手段により不当に補助金の交付を受けた者があるときは，補助金の交付の決定を取り消すことができる。

２　市長は，前項の規定により，補助金の交付決定を取り消したときは，守谷市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は，前条の規定により，補助金の交付の決定を取り消した場合において，既に補助金が交付されているときは，期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

附　則

この告示は，令和３年４月１日から施行する。